相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区幸町一四二番地、最後の住所新潟市中央区神道寺一丁目二番二六号日東神道寺マンション三一四号
被相続人　亡　柴田　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十八日
新潟市中央区寄居町三三二番地一八新潟シティビル三階
相続財産管理人　弁護士法人新潟シティ法律事務所
代表者代表社員　石田　芳博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市瑞穂区太田町四丁目二〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　渡邊　芳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十八日
名古屋市中区丸の内三丁目一九番五号ＦＬＥＺＩＯ　ＬＡ四階テミス綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　三島　宏太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県生駒市辻町八六九番地二三、最後の住所奈良県生駒市辻町二一九番地
被相続人　亡　後藤和支子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十八日
大阪市中央区今橋一―七―一九北浜ビルディング一三階
相続財産管理人　弁護士　志和　謙祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市長田区庄田町一丁目七番地の九、最後の住所神戸市長田区庄田町一丁目八番七号
被相続人　亡　小山　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十八日
兵庫県神戸市中央区海岸通六番地建隆ビルⅡ三階神戸パートナーズ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西片　和代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市長田区庄田町一丁目七番地九、最後の住所神戸市長田区庄田町一丁目八番七号
被相続人　亡　山本善一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十八日
兵庫県神戸市中央区海岸通六番地建隆ビルⅡ三階神戸パートナーズ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西片　和代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県赤穂市塩屋六八七番地二、最後の住所神戸市長田区二番町一丁目一八番地の一ツイン大開一号館二〇三号
被相続人　亡　上住　愛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十八日
事務所兵庫県伊丹市西台四丁目一番二九号
相続財産管理人　司法書士　迫田　博幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県唐津市浜玉町浜崎一三九一番地、最後の住所佐賀県唐津市浜玉町東山田一一五一番地一
被相続人　亡　小川　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十八日
佐賀県伊万里市二里町八谷搦一〇七七番地
相続財産管理人　百武　誠

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十六年八月十八日
一　墳墓等所在地　東京都豊島区西巣鴨四丁目八番四三号
一　墳墓等の名称　西方寺境内墓地
一　死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　①橋本甲子太郎　橋本幸太郎　橋本清　②鈴木猪之助　鈴木臣　青柳せい　③山田きく江　山田松太郎　山田治郎　山田京子　山田満津子　山田須江伸右衛門　山田岩吉　田村了ヰ　④佐藤幸男　佐藤幸子　⑤平岡豊　平岡ムラ　平岡美忠　⑥氏名不詳　⑦近藤千代作　近藤田兵衛　氏名不詳三名　⑧氏名不詳八名　⑨藤代茂吉　藤代小こよ　⑩丸山金次郎　丸山さだ　丸山りせ　丸山信江　丸山すみ
一　改葬を行おうとする者　東京都豊島区西巣鴨四丁目八番四三号　宗教法人西方寺　代表役員　小山　正晴

債権申出の公告（第二回）

当厚生年金基金は平成二十六年八月一日厚生労働大臣の認可を受け解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十八日
東京都北区浮間五―四―五一
日本交通連合厚生年金基金
代表清算人　川鍋　一朗

債権申出の公告（第二回）

当厚生年金基金は、平成二十六年七月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十八日
兵庫県神戸市中央区三宮町三丁目七―六―八〇一
兵庫ゴム工業厚生年金基金
代表清算人　柴田　達三

第42期決算公告

平成26年8月18日
福島県福島市上町4番30号
株式会社ハートライン
代表取締役　三浦　隆夫

貸借対照表の要旨（平成26年3月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	282
	固定資産	5,571
	合計	5,853
負債及び純資産の部	流動負債	165
	負債合計	5,342
	株主資本金	345
	資本剰余金	50
	資本準備金	79
	利益剰余金	79
	その他利益剰余金	215
	（うち当期純利益）	215
	合計	(71)
		5,853

第34期決算公告

平成26年8月18日
山形市旅篭町三丁目2番3号
山形ビジネスサービス株式会社
代表取締役　遠藤　純一

貸借対照表の要旨
（平成26年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	132,240
	固定資産	34,265
	合計	166,505
負債及び純資産の部	流動負債	52,632
	負債合計	58,922
	株主資本金	54,950
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	34,950
	その他利益剰余金	34,950
	（うち当期純利益）	(3,868)
	合計	166,505

第1期決算公告

平成26年6月25日
名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号
一般財団法人ＦＡＲＯＳ経済研究所
代表理事　豊島　徳三

貸借対照表の要旨
（平成26年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,725
	合計	7,725
負債及び正味財産の部	流動負債	1,493
	負債合計	1,493
	基金	3,000
	一般正味財産	3,232
	正味財産合計	6,232
	合計	7,725